

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 建設業者の登録

建設業者の登録まつ消

土地改良区の役員の退任及び就任

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号  
の一部改正

雑植地の公用廃止

◇教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部改正

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部改正

◇教委告示 定例教育委員会の招集

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部改正

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部改正

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部改正

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部改正

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部改正

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部改正

の一部改正

産業教育手当の支給に關する規則の一部改正

職務の等級の分類の基準に關する規則の一部改正

給料表の適用範囲に關する規則の一部改正

◇公告 昭和三十六年度鳥取県育英奨学生募集

## 告示

鳥取県告示第九十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六條の規定による登録の申請に基づき、同法第八條第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要  
鳥取県知事登録 (有)山柘組 東伯郡大栄町亀谷 山柘 久雄 建設工事  
(ハ)第七三五号

鳥取県告示第二百号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
鳥取県知事登録 昭三四、一二、八 山 柘 組 東伯郡大栄町亀谷 山柘 久雄 昭三六、三、二八  
(ハ)第五九五号

鳥取県告示第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八

条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年四月七日

鳥取市金沢土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 前田 鹿蔵 鳥取市金沢  
" 石上 博夫 "  
" 藤田 理夫 "

就任した役員の名及び住所

理事 西尾 善一 鳥取市金沢  
" 網川 定春 "  
" 石上 勉 "  
" 四宮 正 "  
" 前田 勇治 "  
監事 中島 強 "  
" 沢田 竜吉 "

昭和三十五年三月六日通常総会において総選挙の結果  
当選し同日就任、任期二年。

日置村早牛土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛

就任した役員の名及び住所

理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛  
" 小川 昌幸 "  
" 原田 保智 "  
" 田中 嘉孝 "  
" 原田 保智 "  
" 原田 亘 "  
" 田中 嘉孝 "  
監事 伊藤 正義 "  
" 伊藤 正義 "  
" 土橋 多藏 "

昭和三十六年一月十七日通常総会において総選挙の結果  
当選し三月十四日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

上砂見土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 沢田 哲夫 鳥取市上砂見

成実村土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 大江 武一 米子市新山

長田喜太郎 米子市新山  
木村 清 古市  
能見 房一 古市  
潮 淳 古市  
赤井 閑三 古市

牧野 誉一 新山  
友長 要 古市  
清水 茂市 吉谷  
山本 勝美 吉谷  
松林 武雄 吉谷  
松岡 清治 吉谷  
山根 茂 奈喜良  
白子 貞治 奈喜良  
斉木千代徳 石井  
斉木 茂樹 石井  
監事 上野 忠雄 新山  
末吉 泰治 古市  
田中 満隆 古市  
山根 源重 吉谷  
竹内 弘 石井  
生田 善蔵 奈喜良

就任した役員の名及び住所

理事 赤井 閑三 米子市古市

末吉 泰治 古市  
友長 要 古市  
牧 茂富 古市  
牧野 誉一 古市  
田中 満隆 古市  
潮 淳 古市  
長田 忠義 新山  
能見 房一 新山  
大江 武一 石井  
斉木千代徳 石井  
斉木 茂樹 石井  
松岡 清治 吉谷  
清水 敏明 吉谷  
松林 武雄 吉谷  
白子 貞治 奈喜良  
山根 茂 奈喜良  
山根 源重 吉谷

上野 忠雄 新山  
生田 善蔵 奈喜良  
田中 登 古市  
岩井 猛 古市  
雑賀 彦久 古市

昭和三十六年二月十六日臨時総会において総選挙の結果当選し二月二十五日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百三号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号（鳥取県金庫の名称、位置及び出納区域並びに金庫事務取扱者指定）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗



<table border="1"> <tr><td>養良農業高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>農業科</td></tr> <tr><td>農業課程 畜産課程 家庭課程</td></tr> <tr><td>西伯郡澁江町今津二八六番地</td></tr> <tr><td>三〇〇 四〇 二〇〇</td></tr> </table>	養良農業高等学校	全日制	農業科	農業課程 畜産課程 家庭課程	西伯郡澁江町今津二八六番地	三〇〇 四〇 二〇〇	<table border="1"> <tr><td>養良農業高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>農業科</td></tr> <tr><td>農業課程 家庭課程</td></tr> <tr><td>西伯郡澁江町今津二八六番地</td></tr> <tr><td>三〇〇 二四〇</td></tr> </table>	養良農業高等学校	全日制	農業科	農業課程 家庭課程	西伯郡澁江町今津二八六番地	三〇〇 二四〇	<table border="1"> <tr><td>河北農業高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>農業科</td></tr> <tr><td>農業課程 園芸課程 家庭課程</td></tr> <tr><td>倉吉市上井町四三〇番地</td></tr> <tr><td>一五〇 一五〇 一〇〇</td></tr> </table>	河北農業高等学校	全日制	農業科	農業課程 園芸課程 家庭課程	倉吉市上井町四三〇番地	一五〇 一五〇 一〇〇	<table border="1"> <tr><td>河北農業高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>農業科</td></tr> <tr><td>農業課程 園芸課程 家庭課程</td></tr> <tr><td>倉吉市上井町四三〇番地</td></tr> <tr><td>一五〇 一五〇 一五〇</td></tr> </table>	河北農業高等学校	全日制	農業科	農業課程 園芸課程 家庭課程	倉吉市上井町四三〇番地	一五〇 一五〇 一五〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉農業高等学校</td></tr> <tr><td>三朝分校</td></tr> <tr><td>定時制</td></tr> <tr><td>農業科</td></tr> <tr><td>農林課程 農林課程 農村家庭課程</td></tr> <tr><td>東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地</td></tr> <tr><td>一一〇</td></tr> </table>	倉吉農業高等学校	三朝分校	定時制	農業科	農林課程 農林課程 農村家庭課程	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	一一〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉農業高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>農業科</td></tr> <tr><td>農林課程 畜産課程 農業土木課程</td></tr> <tr><td>倉吉市大谷一六六番地</td></tr> <tr><td>三〇〇 一一〇 一一〇</td></tr> </table>	倉吉農業高等学校	全日制	農業科	農林課程 畜産課程 農業土木課程	倉吉市大谷一六六番地	三〇〇 一一〇 一一〇
養良農業高等学校																																										
全日制																																										
農業科																																										
農業課程 畜産課程 家庭課程																																										
西伯郡澁江町今津二八六番地																																										
三〇〇 四〇 二〇〇																																										
養良農業高等学校																																										
全日制																																										
農業科																																										
農業課程 家庭課程																																										
西伯郡澁江町今津二八六番地																																										
三〇〇 二四〇																																										
河北農業高等学校																																										
全日制																																										
農業科																																										
農業課程 園芸課程 家庭課程																																										
倉吉市上井町四三〇番地																																										
一五〇 一五〇 一〇〇																																										
河北農業高等学校																																										
全日制																																										
農業科																																										
農業課程 園芸課程 家庭課程																																										
倉吉市上井町四三〇番地																																										
一五〇 一五〇 一五〇																																										
倉吉農業高等学校																																										
三朝分校																																										
定時制																																										
農業科																																										
農林課程 農林課程 農村家庭課程																																										
東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地																																										
一一〇																																										
倉吉農業高等学校																																										
全日制																																										
農業科																																										
農林課程 畜産課程 農業土木課程																																										
倉吉市大谷一六六番地																																										
三〇〇 一一〇 一一〇																																										

<table border="1"> <tr><td>倉吉農業高等学校</td></tr> <tr><td>三朝分校</td></tr> <tr><td>定時制</td></tr> <tr><td>農業科</td></tr> <tr><td>農林課程 農村家庭課程</td></tr> <tr><td>東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地</td></tr> <tr><td>一一〇</td></tr> </table>	倉吉農業高等学校	三朝分校	定時制	農業科	農林課程 農村家庭課程	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	一一〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>商業科</td></tr> <tr><td>商業課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>六〇〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	全日制	商業科	商業課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	六〇〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>定時制(夜間)</td></tr> <tr><td>普通科</td></tr> <tr><td>普通課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>一六〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	定時制(夜間)	普通科	普通課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	一六〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>工業科</td></tr> <tr><td>機械課程 電氣課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>一六〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	全日制	工業科	機械課程 電氣課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	一六〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>定時制(夜間)</td></tr> <tr><td>専攻科</td></tr> <tr><td>商業科</td></tr> <tr><td>商業課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>三〇〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	定時制(夜間)	専攻科	商業科	商業課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	三〇〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>普通科</td></tr> <tr><td>普通課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>六〇〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	全日制	普通科	普通課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	六〇〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>定時制(夜間)</td></tr> <tr><td>普通科</td></tr> <tr><td>普通課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>一六〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	定時制(夜間)	普通科	普通課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	一六〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>商業科</td></tr> <tr><td>商業課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>三〇〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	全日制	商業科	商業課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	三〇〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>全日制</td></tr> <tr><td>工業科</td></tr> <tr><td>機械課程 電氣課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>一一〇 一一〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	全日制	工業科	機械課程 電氣課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	一一〇 一一〇	<table border="1"> <tr><td>倉吉東高等学校</td></tr> <tr><td>定時制(夜間)</td></tr> <tr><td>普通科</td></tr> <tr><td>普通課程</td></tr> <tr><td>倉吉市堺町二丁目二〇一番地</td></tr> <tr><td>六〇〇</td></tr> </table>	倉吉東高等学校	定時制(夜間)	普通科	普通課程	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	六〇〇
倉吉農業高等学校																																																																							
三朝分校																																																																							
定時制																																																																							
農業科																																																																							
農林課程 農村家庭課程																																																																							
東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地																																																																							
一一〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
全日制																																																																							
商業科																																																																							
商業課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
六〇〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
定時制(夜間)																																																																							
普通科																																																																							
普通課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
一六〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
全日制																																																																							
工業科																																																																							
機械課程 電氣課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
一六〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
定時制(夜間)																																																																							
専攻科																																																																							
商業科																																																																							
商業課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
三〇〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
全日制																																																																							
普通科																																																																							
普通課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
六〇〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
定時制(夜間)																																																																							
普通科																																																																							
普通課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
一六〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
全日制																																																																							
商業科																																																																							
商業課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
三〇〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
全日制																																																																							
工業科																																																																							
機械課程 電氣課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
一一〇 一一〇																																																																							
倉吉東高等学校																																																																							
定時制(夜間)																																																																							
普通科																																																																							
普通課程																																																																							
倉吉市堺町二丁目二〇一番地																																																																							
六〇〇																																																																							

境水産高等学校	全日制	水産科	漁撈課程 製造課程 無線通信課程	境港市山中二、〇六四番地	二〇九〇
	全日制	農業科	家庭課程	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	一五〇〇
法勝寺農業高等学校	全日制	農業科	家庭課程	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	一五〇〇
	全日制	商業科	商業課程	米子市長砂町一八八番地	六〇〇
米子南高等学校	全日制	農業科	農蚕課程 農芸化学課程	境港市竹内町五五五番地	二〇五〇
	全日制	商業科	商業課程	米子市長砂町一八八番地	六〇〇
境港分校	定時制	農業科	農村家庭課程	境港市竹内町五五五番地	二〇〇
	全日制	商業科	商業課程	米子市長砂町一八八番地	六〇〇
米子南高等学校	全日制	農業科	農蚕課程 農芸化学課程	境港市竹内町五五五番地	二〇〇
	全日制	商業科	商業課程	米子市長砂町一八八番地	六〇〇
境港分校	定時制	農業科	農村家庭課程	境港市竹内町五五五番地	二〇〇
	全日制	商業科	商業課程	米子市長砂町一八八番地	六〇〇

境水産高等学校	全日制	水産科	漁業課程 製造課程 無線通信課程 機関課程	境港市山中二、〇六四番地	九〇〇
	全日制	普通科	普通課程	日野郡日野町根雨中祖三三八番地	四〇〇
根雨高等学校	全日制	普通科	普通課程	日野郡日野町根雨中祖三三八番地	四〇〇
	定時制	普通科	普通課程	日野郡日野町根雨中祖三三八番地	二〇〇
根雨高等学校	全日制	普通科	普通課程	日野郡日野町根雨中祖三三八番地	三三〇
	家庭科	家庭課程	家庭課程	日野郡日野町根雨中祖三三八番地	一〇〇

に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦  
鳥取県教育委員会規則第五号  
鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改

正する規則  
鳥取県立盲学校、ろう学校学則（昭和三十一年七月鳥  
第二条の表中

取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正  
する。

鳥取県立鳥取盲学校	
小学部	小学校に準ずる
中学部	中学校に準ずる
高等部	あんま科 あんま、はり、きゆう科
専攻科	職業課程 あんま、はり、きゆう科
二年	三年
三年	四年
四年	五年
五年	六年
六年	鳥取市立川町五丁目

鳥取県立鳥取盲学校	
小学部	小学校に準ずる
中学部	中学校に準ずる
高等部	あんま科 あんま、はり、きゆう科
専攻科	職業課程 あんま、はり、きゆう科
二年	三年
三年	四年
四年	五年
五年	六年
六年	鳥取市立川町五丁目

に改める。  
第三条第二項中「学校医、学校歯科医および臨時職員」を「学校医、学校歯科医、学校薬剤師および臨時職員」に改める。

第十四条第一項、第十四条の二、第十六条第一項、第十九条、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十九条第二項中「高等部および専攻科」を「高等部、専攻科および別科」に改める。

第十七条、第二十条第一項および第二十五条中「高等部」の次に「および別科」を加える。  
第二十七条中「徴集」を「徴収」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一 日時 昭和三十六年四月十日 午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会事務局（図書館庁舎）
- 三 議題
  - 1 教育委員会事務局人事について
  - 2 公立学校教職員補正人事について

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 寛 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条、第四条及び第五条中「期限付職員」を「準職員」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

2 昭和三十六年三月三十一日以前において改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する期限付職員であつた者の同年三月三十一日以前の期限付職員としての期間は、準職員としての期間とみなしてこの規則を適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「職員の初任給、昇給等の基準に関する規則」を「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中

「通算して十六日以上」を「引き続いて十六日以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第十四条第三項の改正規定は昭和三十五年十月一日から、同条第五項の改正規定は昭和三十六年四月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

附 則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「様式第十四まで」を「様式第十五まで」に改める。

様式第8中

1件につき25円

を

1件につき30円

に

様式第9中

1時間につき70円  
" 70円

を

1時間につき85円  
" 85円

に改める。

様式第十四の次に次の様式を加える。



様式第15

（月分）		らい予防業務従事職員特殊勤務実績簿		所属 部署	職名	氏名	備考
日	曜	所属長印	直接監督者	従事した職務の概要	従事者印	備	
1							
2							
30							
31							
計	条例第21条の2第2項	日	1日につき48円		円	支給額	円

- 備考
- 1 所属長とは、本庁にあつては課長、庁にあつては部長をいう。
  - 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、庁にあつては課長又は係長をいう。
  - 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縮書とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「三百円」を「四百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「職員の初任給、昇給等の基準に関する規則」を「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「通算して十六日以上」を「引き続き十六日以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第三条の改正規定は昭和三十五年十月一日から、第四条の改正規定は昭和三十六年四月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一

部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第五研究職給料表等級別区分表中

科学博物館	館長	館長補佐	係長	学芸員	学芸員補
科学博物館	館長	館長補佐	係長	学芸員	学芸員補
警察本部 科学捜査研究室	係長	主任	係員		

を  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十二 科学捜査研究室 研究員たる係長、主任及び

係員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

公 告

昭和三十六年度鳥取県英奨学生を次のとおり募集する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済的理由により修学困難である者に対して、奨学資金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

二 出願資格

○ 高校奨学生

1 県内に所在する高等学校の第二学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

イ 中学校第二、第三学年の学習成績の平均値が、それぞれ四・二以上であること。

ロ 高等学校第一学年の学習成績が学年全生徒の

一〇％以内であること。

3 同一世帯における年間収入が次の基準以内で、経済的理由により修学が困難であると認められること。

第1表

収入基準額表

		収入基準額 (年間)
		千円
世帯 人員	1人	228
	2人	280
	3人	332
	4人	384
	5人	436
	6人	487
	7人	539
	8人	581
	9人	622
	10人	664
	11人	705
	12人	747

第2表

特別控除額表

特別の事由	特別控除年額
就学者のある世帯であること。	小学校児童 1人につき 10,000円
	中学校生徒 " 15,000円
	高等学校生徒 " 30,000円
	大学学生 " 60,000円
身体障害者、長期療養者等のある世帯であること。	経済的に特別の支出をしている金額 (医師等の支払金額証明等を添付すること。)

(備考)

第一表の金額は、同一世帯における年間総

収入額から、次の控除額を差引いた後の年間収入額で、この基準以下の収入状況にあるものが出願資格者となる。

イ 給与所得控除Ⅱ給与所得者全員の総給与額が四十万円までの場合は、総給与額の二〇%、四十万円をこえる場合は、四十万円までの部分について二〇%、四十万円をこえる部分については一〇%の金額

ロ 営業所得控除Ⅱ農業、工業、商業、水産業等の所得について正当な必要経費として支出された金額

ハ 特別控除Ⅱ第二表に定めるそれぞれの金額

四 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けることとなった場合他の奨学資金を辞退するときは差支えないこと。

五 奨学資金の貸与を受けることとなる日(昭和三十六年四月一日)の一年前から、引続き県内に住

所を有する者の子弟であること。

○ 大学奨学生

- 1 大学第一学年次に在学する学生であること。
- 2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。  
高等学校第一学年から第三学年までの学習成績の平均値が、それぞれ三・五以上であること。
- 3 その他高校奨学生の出願資格に準ずる。

三 採用人員

高校奨学生三十人、大学奨学生三十人、計六十人

四 奨学資金の額

高校在学中 月額 二千元

大学在学中 月額 五千元

五 貸与の期間

奨学資金の貸与の始期は昭和三十六年四月で、その期間はそれぞれ次のとおりとする。

1 高校奨学生にあつては、原則として高校第二学年から、大学に進学した場合、それぞれの大学の正規

の修業年限の終期まで。

2 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期まで。

六 奨学資金の返還

奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内に、年賦、半年賦又は一年以内の割賦で返還しなければならない。ただし、真に止むを得ない事由があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

七 出願の手続

1 奨学生を志望する者は、次の書類を調製して在学高等学校長又は出身高等学校長に出願すること。

イ 鳥取県育英奨学生願書 一部

ロ 家庭状況調査 一部

ハ 在学証明書(大学に在学する者に限る。) 一部  
前項の願書に連署する連帯保証人は、二人とし、そのうち一人は本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者で

ある場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければ  
ならない。

八 出願及び選考の時期

1 出願(推薦)期日

昭和三十六年四月十八日(火)まで

2 選考期日

第一次選考(書類) 昭和三十六年四月二十七日

第二次選考(面接) 昭和三十六年五月上旬

(第二次選考は、高校奨学生として第一次選考合格者  
について行なう。)

九 その他

この制度についての問合せ及び連絡は、在学(又は  
出身)高等学校又は県教育委員会高校教育課に行なう  
こと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

[定価]

一部月額一三〇円(送料共)

印刷所 県